

京都市告示第142号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年5月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科北花山 緯13号線	山科区北花山市田町48番地の1地先から 同町48番地の4地先まで	旧	メートル 13.10	メートル 1.82
		新	13.10	1.82 ~ 2.91
猪ノ熊通	下京区槌屋町311番地地先内	旧	1.70	3.90
		新	1.70	3.94 ~ 4.00
久世50号線	南区久世高田町396番地地先内	旧	67.40	4.30 ~ 4.35
		新	67.40	4.06 ~ 5.86
太秦緯106の 1号線	右京区太秦土本町19番地の3地先から 同町18番地の3地先まで	旧	6.00	4.20
		新	6.00	4.04 ~ 6.00

嗟峨経172号線	右京区嗟峨観空寺明水町38番地3地先から	旧	15.10	4.91 ~ 5.00
	同町39番地地先まで	新	15.10	6.01
深草経19号線	伏見区深草砂子谷町1番地の24地先内	旧	3.00	2.76 ~ 4.00
		新	3.00	4.00 ~ 7.23

(建設局土木管理部道路明示課)